

宇美町スポーツ少年団振興基金規約

(目 的)

第1条 この規約は、宇美町におけるスポーツ少年団の振興を図り、青少年の健全育成に寄与するため、宇美町スポーツ少年団振興基金を設置する。

(積 立)

第2条 毎年度基金として積立てる額は、一般会計決算をもって定める額とする。

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金から生じる収益は、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 本部長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(支 出)

第6条 次の各号の一に該当する場合に限り、基金の全部または一部を支出することができる。

- (1) 本部の記念行事等に費用を要するとき。
- (2) 単位団及び個人がスポーツ少年団の全国大会等特別助成を要するとき。
- (3) その他本部長が理事会に図り必要と認めるとき。

(委 任)

第7条 この規約に定めるもののほか基金の管理に必要な事項は、本部長が理事会の意見を聞き定める。

附 則

この規約は平成10年2年13日より施行する。